

田村市緊急新規雇用・離職者対策支援金のご案内

田村市では、従業員の確保及び離職者の低減を目的として、市内中小企業事業者の方へ支援金を交付します。

支援金の内容

従業員の確保及び離職者の低減を目的とした事業に要する経費に対し、雇用対象者1人あたり**150,000円**※を上限として支援金を交付します。
※1事業者あたり3,000,000円を交付限度額とします。

企業の要件

- ① 市内に所在する中小企業基本法に規定する事業者（介護・福祉事業所を除く）
- ② 交付申請日に市内で3年以上事業を継続している事業者
- ③ 市・その他の団体が主催する企業支援を目的とした講習、講演、セミナー等に参加している事業者

対象雇用者について

以下の要件を全て満たす方を「雇用対象者」とします。

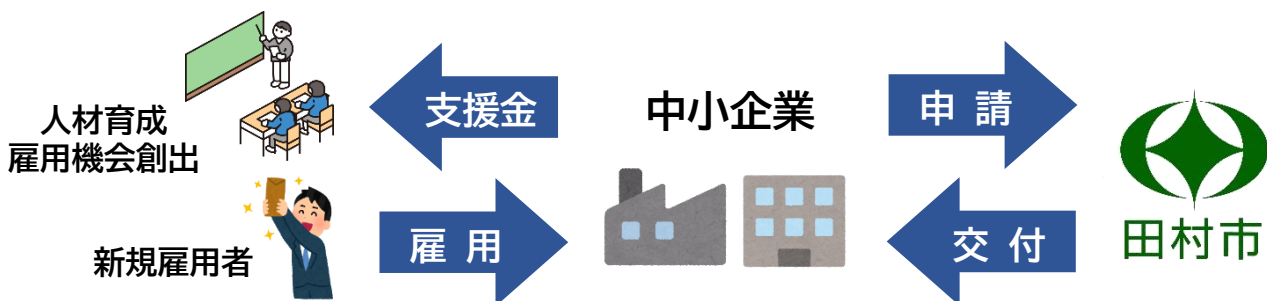
- ① 申請年度の4月1日時点において、30歳未満の方
- ② 申請年度の4月1日時点において、雇用を開始してから3年未満の方
- ③ 申請年度において、1年間の継続雇用が見込まれる方
- ④ 過去に本事業の雇用対象者となった回数が通算で3回未満の方

交付対象事業

以下の事業に要する経費が交付対象となります。

- ・ 求人活動に要する経費
 - ・ 社員の人材育成・福利厚生に要する経費
 - ・ 企業のPR活動に要する経費等
- ※上記に係る経費のうち、飲食を伴う経費、個人給付に該当する経費は対象外となります。

田村市緊急新規雇用・離職者対策事業支援金交付のイメージ



事業者の皆さまへ（支援金交付の流れ）

- ①申請書（様式第1号ほか）を令和8年5月29日（金）までに、商工課へ提出してください。
- ②市が申請受付後、審査の上、交付決定通知を送付します。
- ③交付決定通知受理後、対象事業を実施し、事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第3号ほか）を提出してください。
- ④実績報告書を基に市が交付額を確定し、確定通知を送付します。
- ⑤確定通知受理後、市へ請求書（様式第5号）を提出し、市が指定口座に支援金を交付します。

Q & A

Q1 申請年度の1年間の継続勤務期間とは？

A1 交付申請年度の4月1日（雇用開始日）から給付を受ける翌年3月31日までの期間のことです。

Q2 交付決定後、雇用対象者が退職等に減少してしまった場合はどうなりますか？

A2 実績報告書（様式第3号）にその旨を記載し、商工課に提出して下さい。当該分の交付決定額を減額し額の確定を行います。

Q3 勤務形態に条件はありますか？

A3 常勤の雇用形態（社会保険加入）となります。

Q4 この事業は来年度もありますか？

A4 3年間の継続事業です。
（令和8年度から令和10年度まで）

Q5 支援金を活用した取組みとはどのようなものですか？

A5 人材育成（セミナーへの参加、研修参加・実施、資格取得等に係る経費）
雇用確保（セミナーへの参加、求人・採用パンフレット作製等に係る経費）
企業PR（ホームページ・PR動画・パンフレット作製等に係る経費）
※原則として個人への給付及び飲食を伴う事業は対象外となります。

Q6 企業支援を目的とする講習、講演、セミナーはどのようなものが対象となりますか？

A6 国・県・市・その他の団体が主催する企業支援を目的とする講習、講演、セミナーです。（例：企業内で行う研修会や国や県、田村市や商工会で開催される各種セミナーや講演など）

Q7 申請用紙などの様式はどこにありますか？

A7 商工課窓口に備付けてあります。
また、市ホームページよりダウンロードすることも出来ます。